

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の人事評価実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和2年5月20日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富介



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第14号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の人事評価実施要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の人事評価実施要綱（平成28年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第2条中「1 人事評価」を「(1) 人事評価」に、「2 能力評価」を「(2) 能力評価」に、「3 業績評価」を「(3) 業績評価」に、「4 人事評価記録書」を「(4) 人事評価記録書」に改める。

第3条中「嘱託職員」を「会計年度任用職員（以下「職員」という。）」に改め、「また、雇用期間が短い（6ヶ月以内）非常勤臨時職員は、被評価者の範囲から除外する。」を削る。

第6条を次のように改める。

（人事評価の期間と評価基準日）

第6条 人事評価の対象となる期間（以下「評価期間」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、4

月 1 日以降に採用又は 3 月 31 日以前に任期満了となる職員の評価期間は、その採用された日から任期の末日までとする。

2 人事評価の基準日（以下「評価基準日」という。）は、能力評価及び業績評価とともに 2 月 1 日とする。ただし、任期の末日が評価基準日以前の場合は任期終了後に、任期の初日が評価基準日以後の場合は条件付採用期間終了後に速やかに人事評価を実施するものとする。

3 人事評価は、評価基準日で確認された達成状況から年度末までを見込んで行う。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 2 条関係）

評価付与方式			
人事評価記録書【任期付職員・会計年度任用職員】			
評価期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	被評価者 所属:	職名: 氏名:
期末面談	平成 年 月 日	評価者 所属・職名: 氏名:	評価記入日: 平成 年 月 日
		確認者 所属・職名: 氏名:	確認日: 平成 年 月 日
(I) 能力評価			
評価項目及び行動／着眼点		自己申告 (コメント: 必要に応じ)	評価者 (所見) (評語)
<倫理> 1 全体の奉仕者として、責任を持って業務に取り組むとともに、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。			
① 責任感	全体会員として、責任を持って業務に取り組む。		
② 公正性	服務規律を遵守し、公正に職務を遂行する。		
<知識・技術> 2 業務に必要な知識・技術を習得する。			
① 情報の整理	情報や資料を分かりやすく分類・整理する。		
② 知識習得	業務に必要な知識を身に付ける。		
<コミュニケーション> 3 上司・同僚等と円滑かつ適切なコミュニケーションをとる。			
① 指示・指導の理解	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。		
② 情報の伝達・上昇への対応	情報を正確に伝達し、問題が生じたときには速やかに上司に報告をする。		
③ 誠実な対応	相手に丸め誠実に対応する。		
④ 協調性	局内の会員と協力的な関係を構築する。		
<業務遂行> 4 意欲的に業務に取り組む。			
① 積極性	自分の仕事の範囲を限定することなく、未経験の業務に積極的に取り組む。		
② 正確性	ミスや抜け落ちが生じないよう作業のチェックを行う。		
③ 情報セキュリティ	セキュリティポリシーを遵守する。		
④ 迅速な作業	迅速な作業を行う。		
⑤ 粘り強さ	失敗や困難にめげずに仕事を進める。		
【全体評語等】			
評価者 (所見)		(全件評語)	

評価期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	被評価者 所属:	職名:	氏名:
期首面談 平成 年 月 日	評価者 所属・職名:	氏名:	評価記入日: 平成 年 月 日
期末面談 平成 年 月 日	確認者 所属・職名:	氏名:	確認日: 平成 年 月 日

(II) 事業評価

[1 目標]

番号	業務内容	目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困難 重要	自己申告 (達成状況、状況変化その他の特筆すべき事情)		評価者 (所見)	(評語)
1							
2							
3							
4							

被評価者 所属:	職名:	氏名:
----------	-----	-----

[2 目標以外の業務への取組状況等]

番号	業務内容	自己申告 (目標以外の取組事項、突発事態への対応等)	評価者	
			(所見)	(評語)

[3 全体評語等]

評価者 (所見)	(全体評語)
-------------	--------

別表第2（第4条関係）

被評価者	評価者	確認者
任期付職員、会計年度任用職員	課長	事務局長

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。